

## 行政監査（テーマ監査）

テーマ 市立の高等学校における保護者からの徴収金の管理体制

監査対象 静岡市立高等学校、総務局コンプライアンス推進課

監査期間 令和2年11月9日～令和3年3月30日

テーマを「市立の高等学校における保護者からの徴収金の管理体制」に設定し、関係書類の調査、職員からの説明聴取等を行いました。

監査の結果、指摘事項はありませんでしたが、1件の指導を行いました。

### ★意見

#### ・PTA関係徴収金について

静岡市立高等学校では、PTAを学校の運営又は教育活動に密接に関係する団体と位置付けていることから、PTA関係徴収金を準公金として取り扱っています。この徴収金については、公益上の必要性は一応説明できてもPTAが管理することが著しく困難であることを説明する必要がある上、市職員が勤務時間中にこの徴収金を取り扱うための地方公務員法上の課題（職務専念義務との関係）は整理されていませんでした。

小中学校では、過去の行政監査においてPTA会費を私的会費として学校預かり金と区別しながら学校職員が取り扱っている実態について指摘されている状況にあることから、教育委員会として、小中学校及び高校を含めた学校とPTAとの関係を改めて整理して、公益上の関与の度合いや法的な課題などについて適切に対処することが求められます。

#### ・預かり金的徴収金について

預かり金的徴収金（教育活動の中で受益者負担の観点から徴収する徴収金）については、市準公金取扱基準上の準公金の範囲に含まれておらず、準公金に準じた取扱いをしていますが、その取扱いの根拠が曖昧なままとなっているため、その根拠付けを行う必要があります。

#### ・全市的な立場からの準公金管理の在り方について

上記のとおり、徴収金の管理に根拠の曖昧な点や法律上の課題が散見していることから、全市的な準公金管理の在り方をどのような考え方に基いて各部局の実情に配慮しながら進めてゆくのかを系統的に把握し、整理した上で積極的に指導助言を行うべき立場にあるコンプライアンス推進課は、教育委員会との連携を深めつつ改善に取り組む必要があります。